



令和7年10月

お客さま各位

「当座勘定規定」一部改定のお知らせ

平素は、大田原信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

当金庫では、「手形・小切手の全面的な電子化」に伴い、払戻請求書による当座勘定払戻の取扱いを開始いたします。つきましては、下記のとおり「当座勘定規定」の一部を改定させていただきますのでお知らせいたします。

なお、改定後の規定は、改定前よりお取引されているお客様にも適用させていただきますので、ご了承いただきます様ようお願いいたします。

今後とも更なるサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 改定日

令和7年12月1日（月）

2. 改定する規定

当座勘定規定（一般用）

3. 改定内容

「当座勘定・当座貸越払戻請求書」による当座勘定の払戻の開始

4. 改定箇所

新旧対照表は別紙の通りです。

以上



「当座勘定規定」新旧対照表

新	旧
当座勘定規定(一般用) 第7条 (手形、小切手の支払<u>等</u>) ①小切手が支払のため呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 ②前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。 ③<u>当座勘定の払戻しは、次のいずれかの方法で行ってください。</u> <u>A 届出の印章により、当金庫所定の払戻請求書に記名押印して提出する方法。</u> <u>B 小切手を使用する方法。</u> ④<u>前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合には、当該当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。</u> 第8条 (手形、小切手用紙<u>等</u>) ①当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。 (②～⑦ 省略) 第12条 (手数料等の引落し) ①当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手<u>または払戻請求書</u>によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。 (② 省略)	当座勘定規定(一般用) 第7条 (手形、小切手の支払) ①小切手が支払のため呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 ②前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。 ③当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。 <u>(新設)</u> 第8条 (手形、小切手用紙) ①当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。 (②～⑦ 省略) 第12条 (手数料等の引落し) ①当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。 (② 省略)

第16条（印鑑照合等） ①手形、小切手、<u>払戻請求書</u>、又は諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（又は署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、その手形、小切手、<u>払戻請求書</u>、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 （②～③ 省略） 以 上	第16条（印鑑照合等） ①手形、小切手、又は諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（又は署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 （②～③ 省略） 以 上
---	---